

「伊方原発の運転禁止判決」

2020年01月23日

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転禁止を求めた裁判で、広島高裁は17日に、運転を認めない判決を下した。山口県東部の三つの島の三人の住民が申し立てた即時抗告審で、広島高裁の森一岳裁判長は、「四国電力の地震や火山リスクに対する評価や調査は不十分だ」として、原子力規制委員会の安全性に問題がないとした判断は誤りがあると指摘した。2017年12月の広島高裁は阿蘇カルデラで破局的噴火が起きた場合のリスクを指摘し、運転差し止めを命じたが、2018年9月に同高裁の異議審で取り消された経緯がある。今回、二回目の運転禁止判決が出された。

今回の裁判での論点は地震と火山の二点に焦点が絞られていた。原子力規制委員会は、世界一厳しい規制に適合していると運転再開を認める判断を下していた。それに対し、広島高裁は差し止め決定要旨を下記のように述べている。地震に関して、「(中央構造線断層帯) 長期評価の記載などを考察すると、中央構造線自体が正断層成分を含む横ずれ断層である可能性は否定できない。(略) 四国電力は十分な調査をしないまま原子炉設置変更許可申請し、規制委は問題ないと判断した。規制委の判断には、その過程に過誤や欠落があったと言わざるを得ない」と述べている。「敷地2キロ以内の中央構造線が横ずれ断層の可能性は否定できない」と、四国電力の調査の不備を指摘している。火山に関しては、「過去最大の噴火規模である阿蘇四噴火から判断すると、その火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと判断することはできない。(略) 降下火砕物や大気中濃度の四国電力の想定は過少で、それを前提とした申請および規制委の判断は不合理である」と述べている。四国電力の調査は不十分で、規制委の判断は、その過程や判断に不合理があると指摘している。四国電力は、「極めて遺憾であり、到底承服できるものではない。速やかに不服申し立ての手続きをする」とコメントしている。規制庁も「決定内容を承知していない」と前置きし、「基準に関しても見直す必要はない」と言い切り、審査の正当性を主張している。原告三人で起こした裁判で、民意を勝ち取った判決を聞いて、原告団や支援者たちは「うれしい」と歓喜の声が上がった。福島やチェルノブイリで住民の被曝実態を調べている木村真三・独協医科大准教授は、「避難経路もきちんとできていない原発をなぜ動かすのか。日本最大の活断層に接している原発が、科学的な裏付けもなく動いていることが問題。南海トラフ地震が起こる可能性が高いのに、十分な対策をせずに原発を動かし、大地震が起きたら『想定外』と言うか。それは地元住民を見捨てる棄民で、福島の二の舞ではないか」と憤っている。

地震国の日本に54基もの原発があった。福島原発事故後、全ての原発が停止していた。その時、東京電力は電力不足を訴えるために、供給を一時停止する策を取ったが、国民への脅しであったことが、後に判明した。電力不足は起こっていなかったのである。現在、7つの原発が再稼働している。政府、原発、規制委は、再稼働に向かって熱心である。司法は関西電力の大飯（福井県おおい町）、高浜（同高浜町）、伊方などで、運転を止める判断を出したが、裁判所は、政府・原発・規制委に忖度するような判決が多い。しかし、稼働禁止の判断が順次出されていくと、徐々に、原発停止に向かうのではないか。

原発は人の命をどう思うかという哲学の問題で、また、歴史にどう向き合うのかという歴史学の問題である。人間は失敗を避けられない。自然の猛威には歯が立たない。何万年も処理できない放射性物質を後世に残してはならない。脱原発に向き合うべきである。